

佐賀県告示第百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十三年六月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 (一) 廃止年月日 平成十四年三月三十一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 社会福祉法人済昭園  
所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲三四四三番地
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名 称 済昭園訪問入浴介護事業  
所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲三四四三番地  
サービスの種類 訪問入浴介護
- 二 (一) 廃止年月日 平成二十二年四月三十日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 社会福祉法人済昭園  
所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲三四四三番地
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名 称 済昭園デイサービスセンター  
所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲三四四二番地  
サービスの種類 通所介護及び介護予防通所介護
- 三 (一) 廃止年月日 平成二十二年八月三十日

- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 特定非営利活動法人至誠身体障害生活介護支援センター  
所在地 佐賀市田代二丁目七番二四号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 至誠介護支援センター  
所在地 佐賀市田代二丁目四番六号  
サービスの種類 訪問介護及び介護予防訪問介護
- (四) 廃止年月日 平成二十二年八月三十日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 特定非営利活動法人至誠身体障害生活介護支援センター  
所在地 佐賀市田代二丁目七番二四号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 至誠居宅介護支援センター  
所在地 佐賀市田代二丁目四番六号  
サービスの種類 居宅介護支援
- (五) 廃止年月日 平成二十二年八月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社会福祉法人東方会  
所在地 伊万里市二里町大里乙四 三番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 デイサービスセンター 瑠璃光苑  
所在地 伊万里市二里町大里乙四 三番地一  
サービスの種類 訪問介護及び介護予防訪問介護